

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障をめぐる動きと今後の課題 －重要土地等調査法、経済安全保障推進法を中心とした整理－
著者 / 所属	柿沼 重志 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478号
刊行日	2025-9-29
頁	121-135
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250929.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250929.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 経済安全保障をめぐる動きと今後の課題

### — 重要土地等調査法、経済安全保障推進法を中心とした整理 —

柿沼 重志

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 重要土地等調査法に基づくこれまでの取組と課題
  - (1) これまでの取組
  - (2) 課題
3. 経済安全保障推進法に基づくこれまでの取組と課題
  - (1) これまでの取組
  - (2) 課題
4. おわりに

#### 1. はじめに<sup>1</sup>

2010年代半ば以降の米中覇権競争の激化<sup>2</sup>等の影響もあり、技術流出の防止が一層重要な課題となっているほか、国民の安全・安心に対する新たなリスク（サイバー攻撃の影響、半導体や医薬品等の重要物資の国際的な供給途絶についての脆弱性の増大等）が顕在化し、経済政策を安全保障の観点から捉え直す必要性が世界各国で高まりを見せてきた。そうした状況下で、我が国では、4つの柱で構成される「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号、以下「経済安全保障推進法」という。）が、令和4年5月18日に公布された<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 以下、本稿は、令和7年9月10日の脱稿時点までの情報に基づき、執筆している。

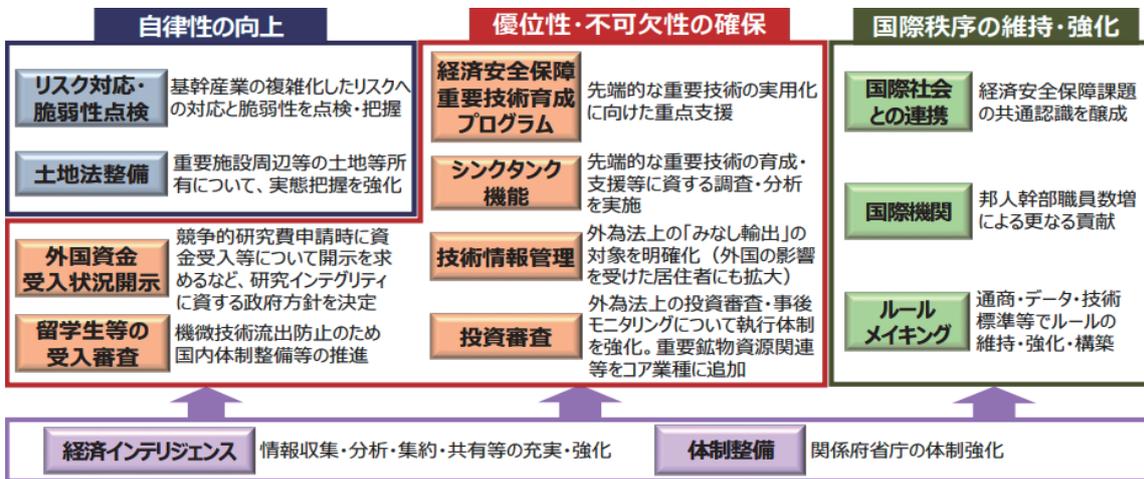
<sup>2</sup> 2010年代半ば以降の米中覇権競争については、令和7年5月30日に経済産業省貿易経済安全保障局が公表した「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン（再改訂）」の2～4頁を参照。

<sup>3</sup> ①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度の4つの柱で構成される。4つの柱は段階的に施行されており、①及び③については、令和4年8月1日に施行された。次いで、②については、令和5年11月1日及び同年11月17日に施行された。そして、④については、令和6年5月1日に施行された。

経済安全保障の推進に向けた我が国としての目標としては、①自律性の向上、②優位性・不可欠性の確保、③国際秩序の維持・強化が挙げられ、経済安全保障推進法が成立する以前から、それらの目標を実現すべく、各種施策が講じられてきている（図表1）。

令和3年の常会（第204回国会）では、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等（土地及び建物）の利用を防止することを目的とした「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和3年法律第84号、以下「重要土地等調査法」という。）が成立しているが<sup>4</sup>、同法は自律性の向上を図るものである。また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。）上の「みなし輸出」の対象の明確化（外国の影響を受けた居住者にも拡大）<sup>5</sup>は令和4年5月1日から実施されているが、これは優位性・不可欠性の確保を図るものである。

図表1 経済安全保障推進法成立前に既に着手されていた取組



（出所）第1回経済安全保障推進会議資料（令和3年11月19日）

なお、我が国の経済安全保障政策の支柱とも位置付けられる経済安全保障推進法では、経済安全保障に関する定義規定は置かれていない。この点について、小林鷹之経済安全保障担当大臣（当時）は、「経済安全保障については我が国を含む主要国において何か確立した定義があるわけではないが、経済安全保障というのは国益を経済面から確保すること、一言で言えばそういうことだと考えている」旨<sup>6</sup>を述べている<sup>7</sup>。その後、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）において、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障」であると

<sup>4</sup> 同法は令和4年9月20日に全面施行された。

<sup>5</sup> 外為法第25条第1項において、日本から海外への技術の提供や日本国内における居住者から非居住者への技術の提供などが規制されている。従前、居住者から居住者への技術の提供は規制対象とされていなかったが、役務通達の改正により、居住者から一定の居住者に対する技術の提供も規制対象とされた。

<sup>6</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号5頁（令4.4.19）

<sup>7</sup> 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定）における「基本的な考え方」にこうした考え方が反映されている。

定義された。

また、経済安全保障推進法について、小林大臣（当時）は「これが経済安全保障の全てだとは考えていない。経済安全保障の多岐にわたる中での一つのアプローチとしてこの法律があり、重要な一步だと位置付けている」旨<sup>8</sup>のほか、「当然、これからも時代が変わっていく中で新たな課題が出てくると想定している」旨<sup>9</sup>を述べている。そうした中で、最も喫緊の課題とされたのは、国家における情報保全措置の一環としてのセキュリティ・クリアランス制度<sup>10</sup>の創設であり、経済安全保障推進法案に対する衆参内閣委員会の附帯決議においても、「我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずる」旨が付された。その後、「国家安全保障戦略」では、「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める」とされた。こうした経緯があり、令和6年の常会（第213回国会）で、政府が保有する経済安全保障に関する情報を対象としたセキュリティ・クリアランス制度を創設するための「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年法律第27号）（以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）が成立した<sup>11</sup>。

また、令和5年7月に起きたサイバー攻撃による名古屋港のコンテナターミナルにおけるシステム障害を受け、基幹インフラの事業分野に港湾運送を追加する経済安全保障推進法改正法が令和6年の常会（第213回国会）で成立している<sup>12</sup>。

さらに、令和7年の常会（第217回国会）では、能動的サイバー防御<sup>13</sup>を導入するための「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」（令和7年法律第42号、以下「サイバー対処能力強化法」という。）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和7年法律第43号、以下「整備法」という。）が成立している<sup>14</sup>。

このように、近年、経済安全保障に関連した法整備が段階的に進んでおり、政府のみな

---

<sup>8</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第2号35～36頁（令4.3.8）

<sup>9</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号37頁（令4.4.19）

<sup>10</sup> セキュリティ・クリアランス制度とは、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報（C I : Classified Information）に対してアクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中でC Iを取り扱うとする制度である。なお、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野に関する情報を対象としたセキュリティ・クリアランス制度は、「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号、以下「特定秘密保護法」という。）で措置されている。

<sup>11</sup> 同法は令和7年5月16日から施行された。なお、同法施行に先立ち、同年1月31日に「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（いわゆる運用基準）が閣議決定されている。

<sup>12</sup> 同改正法は令和7年4月1日から施行されている。

<sup>13</sup> 「国家安全保障戦略」では、能動的サイバー防御を「武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するため」に行うものとしている。

<sup>14</sup> サイバー対処能力強化法は一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（通信情報の利用については一部を除き2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行と施行時期が最も遅い）するとされている。整備法はサイバーセキュリティ戦略本部の改組、内閣サイバー官の設置等に関しては、令和7年7月1日から施行されており、それ以外については、サイバー対処能力強化法の施行の日から施行するとされている。

らず、企業においても経済安全保障に関する専門的な部署が設けられる等、同分野に対する意識が高まってきている。

以下、本稿では、法に基づく調査や支援等の運用が進んでいる重要土地等調査法<sup>15</sup>と経済安全保障推進法を考察の中心に据えて、これまでの取組と課題について整理する。

## 2. 重要土地等調査法に基づくこれまでの取組と課題

### (1) これまでの取組

重要土地等調査法では、重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）の用に供されることを特に防止する必要がある区域を、注視区域として指定できる。また、注視区域のうち、重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である区域を、特別注視区域として指定できる。注視区域及び特別注視区域においては、同区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われることを防止するため、土地等の利用状況を調査する。同調査のため、関係行政機関等に対する利用者等関係情報の提供の要請、所有者等に対する報告徴収等を規定しているほか、注視区域及び特別注視区域で機能阻害行為が行われた場合には、当該土地等の利用者に対し、内閣総理大臣から必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行うことができる<sup>16</sup>。さらに、特別注視区域内における土地等に関する所有権等を移転等する場合には、売主と買主の双方が内閣府への事前の届出義務を負う（ただし、土地等の面積が200㎡以上の取引に限定）。なお、国が適切な管理を行う必要があると認められる注視区域及び特別注視区域の土地等の買取り等についての努力義務も規定されている。

同法の施行後、令和7年8月1日までに585か所の区域指定（うち、特別注視区域：150箇所、注視区域：435箇所）が行われている。なお、区域指定された585か所にある施設については、防衛関係施設が511（自衛隊施設：460、米軍施設：51）で最も多く、国境離島が85、原子力関係施設が23、海上保安庁関係施設が16、空港が9となっている（図表2）。

図表2 重要土地等調査法による区域指定の状況

防衛関係施設		海上保安庁 関係施設	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数
自衛隊施設	米軍施設				
460	51	16	23	9	85

(注) 区域の数と施設・離島の数は一一致しない。

(出所) 土地等利用状況審議会資料（令和7年6月9日）

<sup>15</sup> 同法について、政府参考人は「経済政策の面もあるが、外交、防衛に関する部分も含まれているものと整理している」旨の認識を示している（第211回国会衆議院内閣委員会議録第11号44頁（令4.3.23））。

<sup>16</sup> 令和7年8月末現在までに、勧告・命令が行われた例はない。なお、注視区域及び特別注視区域内にある土地等についてその所有者から勧告・命令によって当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利を買い入れるべき旨の申出があった場合、特別の事情がない限り、買い入れる義務があることが規定されている。

また、政府は令和6年12月23日、令和5年度までに指定された399区域についての土地及び建物の利用状況の調査結果を取りまとめ、公表した。同調査結果によれば、外国人・外国系法人による土地の取得数は174筆、建物の取得数は197個の計371筆個（総数の2.2%）となっている。そして、同取得数の国又は地域別内訳を見ると、中国が54.7%、韓国が13.2%、台湾が12.4%等である。さらに、外国人・外国系法人による土地及び建物の取得が最も多い注視区域は防衛省市ヶ谷庁舎で104筆個（中国：65筆個、台湾：26筆個、韓国：5個等）となっている。なお、防衛省市ヶ谷庁舎が特別注視区域ではなく注視区域に指定されている理由や特別注視区域に指定し直す可能性について、城内実経済安全保障担当大臣からは「防衛省市ヶ谷庁舎は指揮中枢機能等を有しているが、同時に、その周囲は密集市街地であり、土地取引を含む経済活動も相当に活発である。そのため基本方針<sup>17</sup>に照らし、総合的に勘案した結果、特別注視区域ではなく、注視区域と指定したという経緯がある。重要土地等調査法には施行後5年を経過した時点の見直し規定も置かれていることから、これも含め、法の執行状況や安全保障をめぐる国内外の情勢等を見極めた上で、更なる対応の在り方について検討していく」旨<sup>18</sup>の答弁があった。

## （2）課題

重要土地等調査法に基づいて、外国人・外国系法人による土地及び建物の取得や利用を制限することが想定されているのか、というとそうではなく、内外無差別の原則が前提とされている<sup>19</sup>。我が国の現状は、「機能阻害行為」が行われているかどうかという、土地等の利用実態に着目した規制のみが存在している状況となっている<sup>20</sup>。

こうした点や前述したような外国人・外国系法人による土地及び建物の取得の状況を踏まえ、経済安全保障の観点から外国人・外国系法人による土地及び建物の取得については、重要土地等調査法附則第2条の施行後5年の見直し規定も踏まえた見直しを求める意見も根強く存在する。

しかしながら、外国人・外国系法人による土地及び建物の取得を規制するに当たっては、我が国がGATS（サービスの貿易に関する一般協定<sup>21</sup>）において土地取引に関する留保を

<sup>17</sup> 基本方針とは「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」（令和4年9月16日閣議決定）のこと。なお、同基本方針では、①施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること、②施設の周囲に指定される注視区域内に、人口約20万人の市町村又は特別区の年間土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村又は特別区が存在すること、との要件を満たす場合には、その周囲を特別注視区域として指定しないことがあるとされている。

<sup>18</sup> 第217回国会参議院予算委員会会議録第2号40頁（令7.3.5）

<sup>19</sup> 法案審議の際、政府側からは「今般の法案は、安全保障上のリスクとなり得る土地の利用者に対し、土地の所有者や利用者の国籍を問わず、内外無差別の形で適切に対応していく必要があるとの考えの下、取りまとめた」旨の説明があった（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第26号2頁（令3.5.21））。

<sup>20</sup> なお、戦前においては、「外国人土地法」（大正14年法律第42号）によって、国防上必要な地区については勅令において、外国人や外国法人の土地に関する権利の取得を禁止等することができるとされていたが、同法に基づく政令（大日本帝国憲法下では勅令）は、戦後に廃止されている（桜田雄紀『Q&A経済安全保障の実務対応』（株式会社日経BP、日本経済新聞出版、令和7年）、250頁）。

<sup>21</sup> 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）」の一部。サービス貿易の障害となる政府規制を対象とした初めての多国間国際協定。前文、本文、附属書及び各国の約束表から成る。

設けていないことが大きな障壁となっている<sup>22</sup>。すなわち、GATSにおいて、我が国は土地取引に関する留保を設けていない<sup>23</sup>ため、外国人・外国系法人による土地及び建物の取得を規制することはGATSと整合的ではなくなる。

GATSにおいて土地取引に関する留保を設けないという判断に至った理由や背景については国会でも議論があり、政府参考人（外務省）からは「GATSについては、1994年の交渉時において、我が国及び交渉相手国を取り巻く経済社会状況、我が国経済界の具体的なニーズ、さらには、交渉参加国間の利害のバランス等を踏まえ、検討し、総合的判断をした結果、土地取引に関する留保を付さなかった」旨<sup>24</sup>の答弁があった。

また、GATSで再度留保条件を付けるにはどうしたらよいかについて、政府参考人（外務省）からは、「一般にGATSにおいて新たに留保を付す場合には、約束表の内容を修正し又は撤回することとなるため、影響を受け得るWTO加盟国の要請に応じて、必要な補償的調整につき交渉を行うことが義務付けられている。そのため、仮に我が国が土地取引等に新たな留保を付そうとすれば、留保付加による補償について合意を達するべく、他の加盟国との間で長期間にわたる交渉、困難な交渉を経ることになると認識している」旨<sup>25</sup>の答弁があった。なお、こうした障壁について、高市早苗経済安全保障担当大臣（当時）からも「私も議員立法等を検討する過程で何度も頭を打ち、断念した」旨<sup>26</sup>の答弁もあった。

我が国と同様にGATSにおいて土地取引に関する留保を設けていない主な国としては、英国やフランス等があるとされる<sup>27</sup>が、こうした国を始めとした諸外国の制度（図表3）も参考にしつつ、我が国としても適切な対応を図るよう検討を加速すべきであろう。

図表3 土地の売買規制をめぐる諸外国の制度の概要等

国名	制度の概要等
米国	連邦・州レベルで、自国人・外国人の区別なく、軍の基地・施設周辺の土地利用を規制している。また、2018年に「外国投資リスク審査現代化法」が成立し、対米外国投資委員会の権限が強化された。その後、2020年に、対米外国投資委員会による審査対象に、外国人による軍事・安全保障関連施設近接地・周辺の不動産投資が追加され、大統領に取引停止権限が付与された。 【GATS約束表における土地取得留保の有無】：有
英国	「国家安全保障・投資法」が2021年に成立し、土地取引については、当該取引が国家安全保障上の脅威である、あるいは脅威となるおそれがあると政府が事後的に判断した場合は、当該取引の解消や一定の是正措置が命ぜられる可能性がある。 【GATS約束表における土地取得留保の有無】：無
フランス	「都市計画法典」及び「国防法典」に基づき、自国人・外国人の区別なく、国防施設周辺地の建築物の建造禁止・収容等が可能とされているほか、非居住者による一定額以上の不動産の取得は、届出制の対象とされている。 【GATS約束表における土地取得留保の有無】：無

<sup>22</sup> このほか、日本国憲法が保障する財産権との整合性や外資による投資控えによる経済的損失などの問題も懸念される。

<sup>23</sup> その一方で、RCEP（地域的な包括的経済連携）協定においては土地取引に関する留保を設けている。

<sup>24</sup> 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号15頁（令7.5.8）

<sup>25</sup> 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号16頁（令7.5.8）

<sup>26</sup> 第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号16頁（令6.4.25）

<sup>27</sup> 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号16頁（令7.5.8）

オーストラリア	<p>自国人・外国人の区別なく、「国防法」に基づき指定されるエリア内において、建造物の撤去等が可能とされている。また、「外資による資産取得及び企業買収法」により、外国人が一定額以上の土地の権利を取得する場合には、事前認可の対象とされている。同法の改正法が2021年に施行され、国家安全保障に関する土地への投資は金額にかかわらず事前認可の対象となった。</p> <p><b>【GATS約束表における土地取得留保の有無】：有</b></p>
---------	--

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 資料及び国土利用の実態把握等に関する有識者会議『国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について 提言』(令和2年12月24日) 等より作成

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)では、「外国人による土地等の取得を含む国土の適切な管理・利用について、政府横断的な司令塔体制の下、総合的な検討を行う。外国人を含めた全国の土地等の透明性を高めるため、土地に関連する台帳の所有者等の情報、データベースの充実について対応を検討する」とされた。さらに、同基本方針では、「安全保障に関しては、重要土地等調査法等による対応を進めるとともに、内外の情勢等を見極めつつ、同法の見直しを含めて更なる検討を進める」とされた。

同基本方針を受け、令和7年7月15日、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された。

能動的サイバー防御におけるアクセス・無害化措置の執行に当たる警察・自衛隊の合同拠点は防衛省市ヶ谷庁舎の周辺に整備することが検討されているとの報道<sup>28</sup>があるが、同区域は特別注視区域ではなく、注視区域である。こうした問題も含め、外国人・外国系法人による土地及び建物の取得への規制について、安全保障の観点からの真摯な検討、そして迅速かつ適切な対応が求められる<sup>29</sup>。

### 3. 経済安全保障推進法に基づくこれまでの取組と課題

#### (1) これまでの取組

##### ア 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

第1の柱である重要物資の安定的な供給の確保に関する制度では、国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む事業者を政府が支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしている。

政府による支援を受け、特定重要物資の安定供給確保を図ろうとする事業者は、実施しようとする安定供給のための取組(生産基盤強化、備蓄、技術開発等)に関する計画(供給確保計画)を作成し、物資を所管する主務大臣に提出して認定を受ける。なお、主務大臣は特定重要物資ごとに、安定供給確保取組方針を策定することとされている。そして、供給確保計画の取組の内容が安定供給確保取組方針に照らし適切なものである

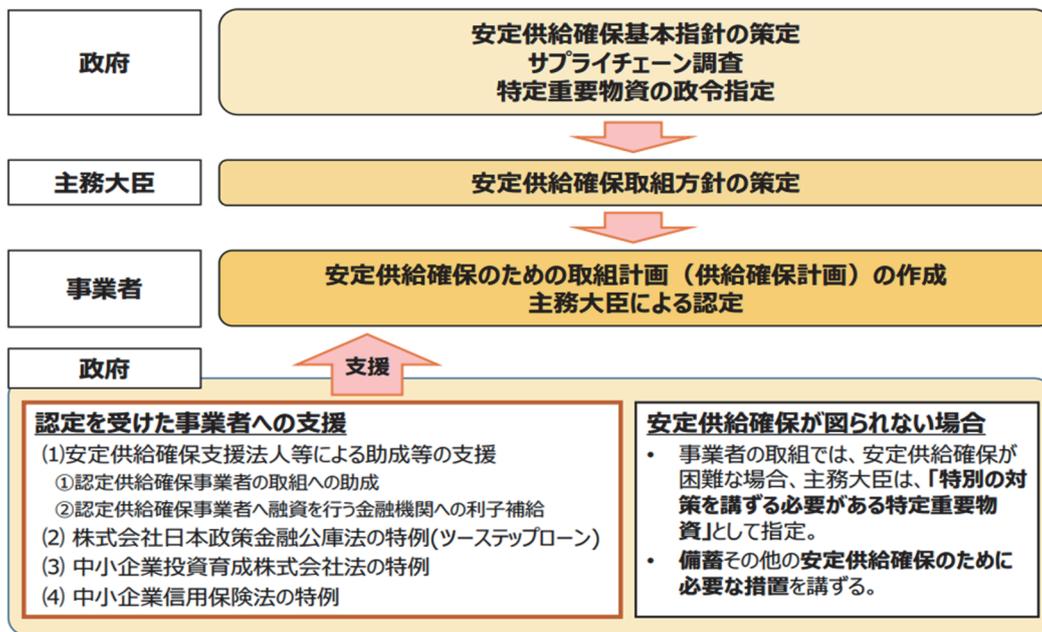
<sup>28</sup> 『読売新聞』(令7.1.30)

<sup>29</sup> このほか、重要土地等調査法案に対する衆参内閣委員会の附帯決議では、「水源地や農地等、資源や国土の保全にとって重要な区域に関する調査及び規制の在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第2条の規定に基づき検討する」ことが付されており、こうした課題についても適切かつ迅速に対応する必要がある。

と主務大臣が認める場合にはその認定をするものとする」とされている。

認定を受けた事業者は、取組の実施に当たって必要な資金について、安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人<sup>30</sup>による助成や、長期・低利の財政融資を原資とした指定金融機関による融資（ツーステップローン<sup>31</sup>）、中小企業投資育成株式会社による株式等の引受け、信用保証協会による信用保証等の支援を受けることができる（図表4）<sup>32</sup>。

図表4 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度



(出所) 内閣府資料

特定重要物資については、令和4年12月に、①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械及び産業用ロボット、⑤航空機の部品、⑥半導体、⑦蓄電池、⑧クラウドプログラム、⑨可燃性天然ガス、⑩重要鉱物、⑪船舶の部品の11物資が特定重要物資に指定された。その後、令和6年2月、⑫先端電子部品<sup>33</sup>を政令で指定したことにより12物資となり、さらに既に指定されている重要鉱物の鉱種にウランが追加された。

政府による支援のための財源として、令和4年度第2次補正予算から令和6年度補正予算まで、総額2兆3,827億円が措置されており、令和7年8月8日時点で、最大助成

<sup>30</sup> 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、一般財団法人肥料経済研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、一般財団法人日本船舶技術研究協会が該当（令和7年8月末現在）。

<sup>31</sup> ツーステップローンとは、株式会社日本政策金融公庫からの融資を活用し、指定金融機関が、計画認定を受けた事業者に対して、長期・大規模・低利の融資を実施する制度である。

<sup>32</sup> 本制度については、拙稿「経済安全保障推進法によるサプライチェーンの強靱化～半導体、蓄電池等を特定重要物資に指定～」『経済のプリズム』第221号（令5.1）1～15頁を参照。

<sup>33</sup> コンデンサー（電気を蓄えて放出する電子部品）及びろ波器（不要なノイズを除去し電気の品質を改善する電子部品）が対象。

額合計約1.44兆円となる135件の供給確保計画（抗菌性物質製剤が2件、肥料が12件、永久磁石が5件、工作機械及び産業用ロボットが5件、航空機の部品が18件、半導体が26件、蓄電池が35件、クラウドプログラムが11件、可燃性天然ガスが1件、重要鉱物が6件、船舶の部品が10件、先端電子部品が4件）が認定を受けている。

このように、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度については、活用実績の蓄積が進んでおり、PDCAサイクルにのっとり見直しも既に実施されてきている。この点について、城内大臣からは「PDCAのCとしては、物資所管省庁においてサプライチェーンに関するリスクを不断に点検するとともに、経済安全保障推進法第12条に基づく認定事業者からの計画実施状況について定期的な報告等も踏まえ、物資の安定供給確保の状況を把握、評価している。また、PDCAのAとしては、例えば、令和6年3月には、我が国が優位性を有する特定重要物資<sup>34</sup>について、技術流出防止措置を供給確保計画の認定の要件に追加している」旨<sup>35</sup>の答弁があった。

また、令和6年12月24日の経済安全保障法制に関する有識者会議<sup>36</sup>においては、政府から、パンデミック等による緊急時や原材料の供給が他国の輸出管理措置等によって途絶してしまった場合など、特定重要物資の安定供給確保が困難な場合に備えるため、政府が民間事業者等の工場等の施設を取得・保有し、生産・管理を生産業者に委託する仕組み（GOCO：Government-Owned, Contractor-Operated）（図表5）の構築に取り組む方針が示された<sup>37</sup>。

図表5 GOCOのイメージ



（注）指定の要件は、「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」において定める。

（出所）第11回経済安全保障法制に関する有識者会議資料（令和6年12月24日）

なお、GOCOが発動される仮想ケースとしては、①緊急時の物資増産（パンデミック等）、②操業停止設備の維持（原材料等の途絶）、③「不可欠性」技術の根幹を成す設備の維持の3つが挙げられている。

<sup>34</sup> 優位性を有する特定重要物資として、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、先端電子部品がその対象とされている。

<sup>35</sup> 第216回国会参議院内閣委員会会議録第3号15頁（令6.12.19）

<sup>36</sup> 経済安全保障推進法に基づき有識者の意見聴取を行うために開催される会議。

<sup>37</sup> 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（いわゆる防衛生産基盤強化法）（令和5年法律第54号）」においてもGOCOのスキームが整備されている。

経済安全保障推進法第44条第1項では、主務大臣が特定重要物資について、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定することができる旨が規定されており、また、同条第6項では、同指定をした特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする旨が規定されている。この第6項の「必要な措置」として、GOCOのスキームを明記するため、令和7年2月14日、「経済安全保障推進法施行令」の一部改正及び「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」の一部変更が閣議決定され、同月19日に公布・施行された。後者の基本指針では、物資を所管する主務大臣による施設（その敷地や生産設備を含む。）の取得及び取得した施設における特定重要物資等<sup>38</sup>の生産等の措置を明記するとともに、それらの措置を講じようとする際には、あらかじめ適切な期間を設定することのほか、物資を所管する主務大臣は、本制度による措置を講ずる場合、当該措置がサプライチェーンへの過度な介入となり得ることに十分に留意すべき旨も示された<sup>39</sup>。

### イ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

第2の柱である基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度では、基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、事業所管大臣の指定を受けた基幹インフラ事業者（特定社会基盤事業者<sup>40</sup>）に対しては、特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行う際に、事業所管大臣に対して事前に導入等計画書の届出を行い、審査を受けることを義務付けている（審査期間は、原則として、導入等計画書の届出を事業所管大臣が受理してから30日間とされ、同計画書を届け出た基幹インフラ事業者は、審査期間中は、当該計画に係る特定重要設備の導入等を行うことができない）<sup>41</sup>。

経済安全保障推進法上、審査の対象となる特定社会基盤事業として、15の事業分野（電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、港湾運送、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード）を外縁として規定している（それぞれの事業分野について、必要な範囲に細分化し、政令で絞り込んでいる）。なお、事業所管大臣は、導入等計画書に係る特定重要設備が、我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、同妨害行為を防止するために必要な措置を講じた上で特定重要設備の導入等を行うことを勧告・命令できるとされている（図表6）。

<sup>38</sup> 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムをいう。

<sup>39</sup> 令和6年11月29日に開催された「経済安全保障法制に関する有識者会議」サプライチェーン強靱化に関する検討会合（第3回）では、委員から「GOCOについて、その趣旨から抑制的に運用しなければならないことは当然であるが、いざそういう局面が来た際には果断に国としてやらなければいけない。その判断をスムーズにできるかどうかポイントであろう。GOCOが一度発動されれば、民から官に主役が変わるが、それを円滑に行う上でも官民の対話が非常に重要である」旨の発言が行われている（議事要旨6頁）。

<sup>40</sup> 令和7年7月31日現在、257者が指定されている。なお、サイバー対処能力強化法第4条第1項においては、基幹インフラ事業者が重要電子計算機を導入したときは、その製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を事業所管大臣に届け出なければならない旨が規定されている。

<sup>41</sup> なお、必要な届出を行わなかった場合又は、虚偽の届出をして、特定重要設備の導入等を行ったときは、2年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金又はこれらの併科の対象となる。

図表6 基幹インフラ制度のスキーム



(出所) 内閣府資料

本制度は、令和6年5月17日から運用が開始されている。なお、令和6年の法改正で基幹インフラの対象に加わった港湾運送分野については、令和7年11月2日から届出義務の適用が開始される。

また、医療機関がサイバー攻撃を受けていることを踏まえ、令和6年の経済安全保障法改正法案に対する衆参内閣委員会の附帯決議や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、基幹インフラ制度への医療分野の追加について検討すべきとの旨がそれぞれ示された。その後、令和6年12月24日の経済安全保障法制に関する有識者会議では、①個別の医療機関については、基幹インフラ制度の対象となり得る医療機関や特定重要設備等の検討を行い、令和7年夏までに結論を得る、②社会保険診療報酬支払基金<sup>42</sup>については、基幹インフラ制度の対象となり得る特定重要設備等の検討を行い、令和7年夏までに結論を得るとされている。

### ウ 先端的な重要技術の開発支援に関する制度

第3の柱である先端的な重要技術の開発支援に関する制度では、将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等を特定重要技術と定義し、これらの技術に関し、官民連携を通じた指定基金協議会<sup>43</sup>の設置等による強力な伴走支援や資金支援、調査研究業務の特定重要技術調査研究機関（シンクタンク）<sup>44</sup>への委託等の枠組みを通じて、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を図ることとしている。

経済安全保障推進法第63条では、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づく基金のうち、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を目的とするものについて、強力な支援を行うため、指定基金として指定できるとされている。「経済安全保障重要技術育成プログラム（通称：K Program<sup>45</sup>）」については、令和3年度補正予算で2,500億円が措置された後に、令和4年

<sup>42</sup> 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）では、同基金を医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組するとされている。

<sup>43</sup> 令和7年8月6日までに31の指定基金協議会が設置されている。

<sup>44</sup> 経済安全保障推進法第64条第2項に規定される4要件（①専門的な調査研究を行う能力、②情報収集・整理・保管に関する能力、③内外の関係機関との連携に関する能力、④情報管理体制）を満たす機関。

<sup>45</sup> Key and Advanced Technology R&D through Cross Community Collaboration Programの略。なお、同プロ

度第2次補正予算で2,500億円が追加措置され、計5,000億円の基金が造成されている(国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)にそれぞれ2,500億円の基金が造成)。

なお、K Programにおける支援対象技術として、令和4年9月16日に策定された「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン(第一次)」では27件の技術が示され、さらに令和5年8月28日に策定された「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン(第二次)」では23件の技術が追加された<sup>46</sup>。

また、シンクタンクについては、経済安全保障推進法の法案審議の際に、小林大臣(当時)から、「令和5年度に本格的に立ち上げることを目指しているが、一朝一夕に育成できるものではない」旨<sup>47</sup>の見解が示されたが、その設立は当初の想定から大きくずれ込んでいる。その後、令和7年3月17日の第4回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会においては、令和8年度内に、①調査研究・政策提言、②人材育成、③ネットワーク構築の3つの機能を持つ「重要技術戦略研究所(仮称)<sup>48</sup>」の設立を目指すとの方向性が示されている。

## エ 特許出願の非公開に関する制度

第4の柱である特許出願の非公開に関する制度では、まず、①我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野(航空機等の偽装・隠ぺい技術を始めとした19の技術分野)及び②我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野(ウラン・プルトニウムの同位体分離技術を始めとした6の技術分野)を特定技術分野として指定し、これら特定技術分野に係る特許出願について、出願公開の手续を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じる<sup>49</sup>ほか、外国出願を禁止することで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止することとしている<sup>50</sup>。なお、特許出願の非公開によって、出願人に損失が発生

---

グラムは経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議の下、内閣府、文部科学省及び経済産業省が中心となって、府省横断的に、経済安全保障上重要な先端技術の研究開発を推進するものである。

<sup>46</sup> 第一次、第二次ともに、海洋領域、宇宙・航空領域、バイオ領域のほか、サイバー空間や量子、AI等の新興技術・最先端技術に係る技術が重要技術とされている。なお、令和7年3月7日に「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン(第二次)」の一部改定があり、支援対象技術として1技術が追加された。

<sup>47</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第12号9頁(令4.3.25)

<sup>48</sup> 米国における連邦政府出資研究開発センター(FFRDC: Federally Funded Research and Development Centers)は、米国政府の科学的研究・分析・開発を支援・実施する民営の独立機関の仕組みであり、資金スポンサーとなる連邦各省庁との契約に基づき、大学・企業・非営利法人等により政府が必要とする研究開発等が行われるとされ、「重要技術戦略研究所(仮称)」が目指す姿はこのFFRDCであるとされる。

<sup>49</sup> 第一次審査は特許庁長官が行い、保全審査に付する必要があることが明らかであると認めるときは、通常の特許審査の手順で審査が行われる。そして、第二次審査、すなわち、発明の情報を保全すべきか、その必要があるかの審査は内閣総理大臣が行うとされる。

<sup>50</sup> 渡井理佳子慶應義塾大学大学院教授は「特定技術分野に属する技術を持つ企業としては、従来通りに営業秘密とするか、それとも非公開特許制度を利用するかを選択肢を持っている。しかし、安全保障上の懸念なく研究開発を遂行するためには、非公開特許制度の積極的な利用を実現することが望ましいといえよう」との意見を述べている(渡井理佳子「経済安全保障の確保と技術流出の防止」『地政学的リスクをめぐる諸問題と日本企業の法的対応』(21世紀政策研究所、令6.3)82~83頁)。なお、営業秘密が不正競争防止法(平成5年法律第47号)の保護を受けるためには、①秘密管理性(秘密として管理されていること)、②有用性(事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること)、③非公知性(公然と知られていないこと)の3つの要件を満たす必要がある。

するような場合には、国が「通常生ずべき損失」を補償する損失補償制度が設けられている<sup>51</sup>。

本制度に関しては、まず令和5年8月9日に保全審査の対象となる特定技術分野を指定する政令が公布された後、令和6年5月1日から制度運用が開始された。令和7年3月31日までの本制度の実施状況が内閣府及び特許庁から公表されているが、特許庁長官から内閣総理大臣へ送付された特許出願の件数は90件、保全指定をした件数は0件となっている。

## (2) 課題

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)では、「国際環境と技術革新の地殻変動を機会と捉え、経済安全保障推進法の抜本の見直しを含めたあらゆる施策を講じていく」とされた。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「国際的な通信、海底ケーブル、海運等のサービスに不可欠な物資やそれらに付随する不可欠な役務の確保に対応するほか、我が国の戦略的自律性を確実なものとするため、重要物資の安定供給確保の実効性を高める方策を検討する。併せて、人材不足を乗り越えるためのデジタル化、ロボット化、データ連携推進のための方策を検討する。重要技術領域リストを定め、先端重要技術の育成や国際協力を加速する。基幹インフラ制度への社会保険診療報酬支払基金及び医療機関の追加、重要なデータ保有者や保存・処理先に対する規律の確保、AI・デジタル基盤の強化、港湾・修繕ドックを始めとする同盟国・同志国及びグローバル・サウスとの経済的連結性の維持・強化に資する事業の海外展開の支援について、それぞれ検討を行う」とされた。

これまで経済安全保障推進法が想定し、射程に入れてきたのは平時における「予防」であると位置付けられる<sup>52</sup>。一方で、経済安全保障推進法の次期改正が、経済安全保障の観点からの有事への備えも見据えたものとなる<sup>53</sup>ことに加え、物資の安定調達にとどまらず、海外事業そのものを支援する段階に入る<sup>54</sup>ということになれば、「抜本の見直し」に値するも

<sup>51</sup> 損失補償の財源を一般会計で賄うのか、特許特別会計で賄うのかについては、令和4年の経済安全保障推進法案の審議の際に議論が行われており、内閣官房(国家安全保障局)、特許庁及び財務省の間で検討を行うとされた(第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号30～31頁(令4.3.23)及び第208回国会参議院本会議録第16号10頁(令4.4.13))。その後、結論が出ない状態が続いていたが、令和6年4月に高市大臣(当時)から「まだ財政当局と相談をしているところだが、私としては一般会計がなじむものと考えている」旨の答弁があり(第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号11頁(令6.4.25))、この問題の方向性が示された。

<sup>52</sup> 小林大臣(当時)からは、経済安全保障推進法について、「外部から行われる国家国民の安全を害する行為を未然に防止することを目的としている。例えば、サプライチェーンの強靱化については、供給途絶の事態が生じてから事後的に対応するのではなく、平時から安定供給確保のための措置を講じる立て付けとなっている」旨の説明があった(第208回国会参議院内閣委員会会議録第10号32頁(令4.4.14))。

<sup>53</sup> 令和7年5月27日、自由民主党政務調査会、経済安全保障推進本部が公表した「有事を見据えた経済安全保障の確保及び骨太方針に関する提言」では、有事を見据えた経済安全保障上の課題を整理し、必要な政策を措置すべき旨が示されている。

<sup>54</sup> 改正内容について、「政府は経済安全保障上、重要な物資を生産する日本企業の海外展開を後押しする。法改正し、東南アジア諸国連合(ASEAN)や新興・途上国での事業を官民で支えるための基金を設ける」とし、「今回の改正で物資の安定調達にとどまらず、海外事業そのものを支援する段階に入る」と報じられている(『日本経済新聞』(令7.8.19))。

のとなろう。具体的な改正内容は、今後、経済安全保障法制に関する有識者会議等で議論が行われていくものと思われるが、その動向を注視すべきである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」では「日本の造船業を再生」することが示された。この点に関連し、城内大臣からは「エネルギーや食料などの自給率が低い我が国において、貿易量の99.6%を担う海上輸送は、国民生活、経済活動に不可欠な極めて重要なインフラである。このため、経済安全保障の観点から、また我が国の国民の生命財産を守る観点から、船舶の安定供給の確保は極めて重要な課題であるというふうに認識している。これまで、経済安全保障推進法においては、船舶の部品を特定重要物資に指定し、民間事業者による生産設備の整備の取組を認定して支援を進めている。現時点では、船体そのものは特定重要物資ではないが、国際情勢や造船業を取り巻く状況を踏まえ、新たなリスクをしっかりと点検し、それを踏まえた十分な対応が必要と考えている。造船業そのものについて、経済安全保障でしっかり対象として取り組むという点についても、造船業を所管する国土交通省と連携し、検討を行っていききたい」旨<sup>55</sup>の答弁があった。

日本の造船業は現在、中国や韓国に大きく差をつけられ、2023年の建造量シェアは中国が48.9%、韓国が28.5%、日本は15.6%と3位にとどまる<sup>56</sup>。こうした現状を打開するため、GOCOの枠組みの活用等について、本格的な検討が進められていくと考えられる<sup>57</sup>。

#### 4. おわりに

経済安全保障をめぐる今後の焦点は、外国人・外国系法人による土地等の取得の規制についてどう法的な対処をしていくのか（重要土地等調査法を改正するのか、新法を制定するのか）、経済安全保障推進法をどのように抜本的に見直していくのか、そして情報保全の両輪としての特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法をどのように活用していくのか（特に後者については、国際共同研究等を増やすことにつなげ、我が国の産業競争力の強化に資するものとするのか<sup>58</sup>）、また能動的サイバー防御の制度に係る政府の体制整備（アクセス・無害化措置を担う警察や自衛隊の能力増強や関連する施設の整備等<sup>59</sup>）や官民対話、そして国際連携を着実に進めた上で、実際に我が国で能動的サイバー防御を本格稼働させる段階では、国家安全保障戦略で掲げられた「サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」という目標を達成できるのかといった点になろう。

<sup>55</sup> 第217回国会衆議院内閣委員会議録第26号（令7.6.6）

<sup>56</sup> 国内の造船会社は再編を繰り返してきたが、中韓メーカーより規模で見劣りしているとされる（『読売新聞』（令7.6.27））。

<sup>57</sup> 令和7年6月19日、自由民主党政務調査会、海運・造船対策特別委員会、経済安全保障推進本部が公表した「我が国造船業再生のための緊急提言」では、船舶サプライチェーンの強靱化・生産力向上が掲げられ、そのための手段として、GOCOの活用等が示されている。

<sup>58</sup> これに関連し、参議院内閣委員会では、重要経済安保情報保護活用法案に対し、「同盟国・同志国との間で重要経済安保情報を含む機密情報の共有が円滑に進むよう、必要となる国際的な協力枠組みの構築の推進に努めること。また、大企業のみならず、中小企業やスタートアップ等が適合事業者として認定され、国際共同研究に参加すること等を通じて、我が国の産業競争力を維持、強化できるよう、官民の協力体制の構築や必要な支援を行うこと。」との附帯決議が付されている。

<sup>59</sup> 拙稿「能動的サイバー防御の導入—サイバー対処能力強化法案及び整備法案の概要と主な論点—」『立法と調査』No.474（令7.4）3～26頁、榎本尚行「能動的サイバー防御2法案の国会論議（1）（2）（3）」『立法と調査』No.476（令7.7）41～59頁及び『立法と調査』No.477（令7.7）3～43頁を参照。

加えて、我が国では、平成24年に高級鋼板の製造技術をめぐり新日本製鐵株式会社（当時）が韓国製鉄メーカーのポスコを提訴した事案等を受け、平成27年の不正競争防止法の改正で海外への漏えいを厳罰化<sup>60</sup>する等、産業スパイ対策を法制面で強化する取組を続けてはいるものの、令和5年6月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所の中国籍の元主任研究者がフッ素化合物の合成技術に関するデータを中国企業に送信した情報漏えいで逮捕される事案が起きる<sup>61</sup>等、技術流出に係る事案が後を絶たない。産業スパイの取締りが国際的な比較の観点から見て甘く、我が国が抜け穴となるようであれば、同盟国・同志国が我が国と積極的な情報共有を図るインセンティブは薄れ、セキュリティ・クリアランス制度を有効活用して、国際共同研究を増やすといったことも絵に描いた餅となりかねない。こうした事態は回避しなければならず、包括的にスパイ行為を禁止する法律の必要性について真摯な議論が行われることが期待される。いわゆる「スパイ防止法」について、石破茂内閣総理大臣からは「40年前からずっと議論はしてきたし、いろいろな摘発も行ってきた。今、違法な情報収集に対しては、不正競争防止法等、様々な法令を適用して厳正な取締りを行っている。我が国もカウンターインテリジェンスの取組を強化する等の対応は行っているが、今のままで十分かどうかの検証は行っていく必要がある。そこにおいて人権をきちんと守っていきながらも、我が国の国益を確保するための対策は今後なお必要な部分があると私自身認識をしている」旨<sup>62</sup>の答弁があった。このほか、我が国の現状について、政府は令和7年8月15日、質問主意書に対する答弁書で、「情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいるところであり、日本が各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」旨<sup>63</sup>を示している。包括的にスパイ行為を禁止する法律がないことによってどのような問題があるのか<sup>64</sup>、そして、特定秘密保護法や重要経済安保情報保護活用法、そして不正競争防止法等の既存の法律ではどういった点が抜け穴となり得るのか、さらには、対象とする情報、罰すべき行為、量刑、基本的人権保障とのバランス等について、多角的かつ精緻な議論を進めるべきであろう。

（かきぬま しげし）

<sup>60</sup> 個人の海外重課は3千万円、法人の海外重課は10億円に引き上げられた。平成27年の不正競争防止法改正については、拙稿「産業競争力の維持・強化のための営業秘密保護法制の見直し—不正競争防止法の一部を改正する法律案」『立法と調査』No.364（平27.5）41～50頁

<sup>61</sup> 本事案について、令和7年2月、東京地方裁判所は中国籍の元主任研究員に懲役2年6月、罰金200万円の判決を出したが、4年の執行猶予がついたとされる。この判決について、荒井寿光元特許庁長官は「産業スパイに対する事実上の無罪放免だ」と憤った旨が報じられている（瀬川奈都子「旗振れど『産業スパイ天国』」『日本経済新聞』（令7.8.30））。

<sup>62</sup> 第217回国会参議院予算委員会会議録第17号（令7.5.19）

<sup>63</sup> 内閣参質218第8号（令7.8.15）

<sup>64</sup> いわゆる「スパイ防止法」の意義や包括的にスパイ行為を禁止する法律がないことの問題点について、小谷賢日本大学危機管理学部教授は「スパイ防止法の一義的な目的は邦人の保護と外国勢力への抑止効果だ。同法がない現状では、例えば中国やロシアで情報収集にあたっている日本人が逮捕されたとき、日本は国内にいる中口のスパイを捕らえて交換することができない。日本政府の関係者による海外での情報活動にも制約が出てくる」としている（『日本経済新聞』夕刊（令7.8.22））。